

## 香美町農業委員会総会(第2回)議事録

- 1 開催日時 令和3年5月25日(火) 9:30~10:50
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(14人)
  - 会長 1番 古川 功兒
  - 会長職務代理者 2番 中村 成一
  - 委員 3番 岡田 久志
  - 4番 西村 功
  - 5番 井村 壽之
  - 6番 文堂 福一
  - 7番 米田 和弘
  - 8番 門垣 日出男
  - 9番 中村 彰男
  - 10番 山本 薫
  - 11番 山本 太一
  - 12番 吉川 正人
  - 13番 橋本 幸長
  - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)
  - 2番 高田 勝
  - 3番 青山 政行
  - 4番 原 君枝
  - 5番 小林 隆夫
  - 6番 田中 晃
  - 7番 田野 豊博
  - 副代表 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 良久
  - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)
  - 代表 1番 中川 君雄
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 5月25日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 議席の指定について
  - 第4 報 告
    - (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
    - (2)合意解約通知について
    - (3)農地の転用(農業用施設)届出について
    - (4)農地の改良(形状変更)届出について
  - 第5 議案第5号 非農地証明願承認について
  - 第6 議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 第7 議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 福島 功
  - 事務局次長 榎 秀俊
  - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。  
  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしの声がありますので、4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 議席の指定についてを議題とします。
議 長	香美町農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、議長において米田和弘委員は7番に指定いたします。
議 長	日程第4 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を4件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を9件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項3番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、この届出につきまして、5月20日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号を秋岡方面に南下し、貫田集落入口の三差路を貫田集落方面に200mほど上ったところの左手側にあります。 申請内容は、地滑りでずれた部分に農業用倉庫が建っていたのですが、その地滑りを直し再度、農業用倉庫を建て直すための届出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。
議長	次に報告事項4番として、農地の改良(形状変更)の届出書を1件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③農地改良を必要とする理由、④農地改良工事の概要、⑤農地改良の工事期間の順に朗読する。
議長	それでは、この届出につきまして、5月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「山本太一委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、村岡区高井のコンビニの前で、国道9号を挟んで湯舟川沿いのところですが。現地は三筆とも荒田となっております。また、国道9号より約2m強、低いところでありまして申請地への車等、人の出入りもとても危険な場所でもあります。 申請内容は、近隣所有者と共同し国道9号の高さまで盛土し、安全で安心して耕作できるようにしたいとのこと。盛土後は、野菜、ブドウなどを作付けされるようです。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	ないようですので、届出を受理することとします。
議長	日程第5 議案第5号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第5号の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、香住区下浜の集落内で旧国道178号の信号機から浜坂方面に約200mのところの道沿いです。申請地の隣接は、一般住宅と旅館が両隣に建っています。 申請内容は、旅館を建築した際、ごくごく狭小な農地が残ってしまい現在に至っているとのこと、地目変更登記のための願出です。
議長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第5号の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第6 議案第6号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①6ページから13ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第6号 番号1番の申請について、5月20日に担当委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、先ほど審議した非農地の真裏にあります。申請地の隣接地は、どちらも農地です。申請内容ですが、譲受人は集落内で水稻、梨、野菜などを作付けされており同時に旅館も経営されています。この度、譲受人が経営する旅館の隣接地である申請地を譲渡人が譲りたいとの要望に譲受人が応じられたもので、譲受後は経営する旅館で提供する野菜等を作付けすると聞いています。所有権移転登記のための申請です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第6号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第6号 番号2番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、県道4号線、JR香住踏切を北側にわたって50mほど進んだところを右折し、100mほど進んだところにあります。申請地は、畑として良好な管理がされており隣接地も畑として管理をされておりました。申請内容ですが、譲渡人が高齢のためタイヤを考えていたところ、譲渡人の希望と経営規模拡大を思っていた譲受人の希望が一致し合意したもので、所有権移転登記のための申請です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第6号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第7 議案第7号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。
議 長	事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の14ページから25ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第7号 番号1番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「山本太一委員」、担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号の村岡区寺河内地区の全但バス寺河内バス停の付近となります。申請地は、地目は田で三枚ありますが一筆となっています。現地は荒地となっていました。 申請内容ですが、所有者は申請地の相続が難しく耕作することがなくなり、また、町外に住んでおられますので荒廃地になることを避けるために、太陽光発電施設用地を探していた譲受人の要望に応じたものです。太陽光発電施設の設置にあたり近隣の方々にも承諾を得ているとのことですが、パワーコンディショナー10台を設置の予定ですけれども、近隣には騒音で迷惑をかけることはないことの確認はとっております。近隣には全く迷惑はかからないことを確認しましたので皆さんに報告します。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
9番	ソーラーの関係、私らは知識不足なんですけど、先ほどの報告では、近隣には承諾を得ているとのことだが周囲は農地である。 町内のことではないが、あっちこっちで反射熱がどうだとかトラブルを聞く。山の中とかならわかりますが、近隣に住民がいる中での申請で、そこを危惧しています。
事務局	我々が現地調査をした中で担保できているのは、地元区長、農会長、近隣にお住まいの方を集めて説明会を催された。その説明を受けて承諾した証として同意書に自署押印をされている訳ですので、地元に対する合意形成というのは担保されているのかなあということを思っています。 また、現地調査当日も説明会と同じような質問も行いました。例えば、近隣には国道9号という幹線道路がはしっております。その道路に反射して交通に支障を来すようなことはないのかとか、それから周りが圃場整備した良好な圃場が広がる中で、熱だとか反射によって作物に影響を及ぼすようなことがないかとか、それから周りに数軒、住んでおられるところがありますが、例えば、ダンプが通る音は慣れてても、また違う音がしたら気になって寝れないということも考えられるので、そのあたりの音はどうかとか、という同じようなことを質問をさせていただきまして、反射については、反射をするのではなく、光を吸収する素材を使ったパネルを設置するということを聞いておりますし、音についても夜については太陽が出ていないので発電をしないので機械が止まり音がしない。というような回答も得ております。 光を吸収する素材なので極端に言えば反射しないということなので、交通だとか周りの田畑への影響はないということを聞いております。 最終的に念押しで、「そういいながらも地元との間でトラブルがおこることが我々は一番、危惧をしている。そこを所管する農業委員会としても一番そこが危惧するところで、トラブルが発生したときには、ちゃんと施主において責任をもって対応をお願いしたい。」と言ったところ、口頭ではありますが、「もちろん、そのようにさせていただきます。」という回答を得ておりますので、それで現地調査を終えたということになっております。
議 長	当日は、そこまでつめて現地調査をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
議 長	その他、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第7号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第7号 番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 次に議案第7号 番号2番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

12番 申請地は、香住区下浜地区内の信号機から浜坂方面に80mほど進んだ道沿いにあります。隣接地ですが、隣は一般住宅、裏側に申請者が既に使っている資材置場があります。その横は農地になっています。もちろん、農地がありますので、区長、農会長の同意も得ておられます。また、隣の住宅の方にも口頭ではありますが、事前に説明し承諾を得ておられるようであります。また、農地区分が第2種農地であることから、代替地の検討も行っておられます。

申請内容ですが、譲受人は建設業を営んでおられまして、先ほど説明した既存の資材置場が手狭になってきたことから近くで資材置場用地を探しておられたようで、譲受人、譲渡人双方の話し合いの中で合意に至ったところであります。

盛土をされる予定ですが、周囲には農地が残っており鳥獣害被害がでないように考えて工事をするということを聞いております。

議 長 「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第7号 番号2番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第7号 番号2番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟